の目的と概要を扱うこと。

第20　公衆衛生

1　目　標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，疾病の予防と健康づくりを担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 集団の健康と公衆衛生などについて体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 公衆衛生に関する課題を発見し，疾病の予防と健康づくりを担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 疾病の予防や健康づくりを目指して自ら学び，公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 集団の健康と公衆衛生

ア　公衆衛生の意義

イ　保健衛生統計

(2) 環境衛生

ア　現代の環境問題

イ　生活環境の保全

(3) 疾病の予防と健康づくり

ア　生活習慣病と健康づくり

イ　感染症の予防

ウ　精神保健

(4) 母子保健

ア　母性の保護と保健指導

イ　乳幼児の保健指導

(5) 学校保健

ア　学校保健管理

イ　健康教育

(6) 産業保健

ア　労働環境の整備

イ　労働者の健康管理

(7) 高齢者保健

ア　高齢者保健の現状

イ　高齢者の健康管理

(8) 調理師の業務と社会的役割

ア　調理師と健康づくり

イ　健康づくりに関する法規

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(8)については，生徒の実態や学科の特色に応じて，扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のイについては，人口動態統計，疾病統計及び国民健康・栄養調査などにおける集団の健康状態を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，具体的な事例を通して現代の生活と自然環境との関わりを取り上げ，持続可能な社会の形成のための方策を扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)のアについては，具体的な事例を通して生活習慣病の実態とその予防を扱うこと。イについては，感染症の発生要因，予防対策，消毒法などの基礎的な事項を扱うこと。ウについては，精神の健康を左右する要因と精神保健活動に関する基礎的な事項を扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)については，母性保健指導及び乳幼児保健指導における具体的な事例を扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)については，学校における保健管理及び健康教育の意義と目的を扱うこと。

カ　〔指導項目〕の(6)については，職場の環境や作業条件と健康との関わりを扱うこと。

キ　〔指導項目〕の(7)については，高齢者の医療，福祉などと関連付けて扱うこと。

ク　〔指導項目〕の(8)のアについては，食育の推進に調理師が果たす役割についても扱うこと。イについては，関連する法規の目的と概要を扱うこと。

第21　総合調理実習

1　目　標